



Q 村を知るための方策は A 企画展を各地区で開催



佐藤 美喜子 議員
(新志会)

Q1 ①村制120周年を契機に滝沢村の誕生から今までを振り返り、故きをたずねて新しきを知る意義ある年にすべきと思います。8月に開催した企画展「写真・映像そして新聞で見る村の歩み」をもっと充実させ、積極的に各地を巡回する考えはないか。

②「滝沢ふるさと会」設立に向けて呼びかけを行っています。その進み具合は。

また、外に向けて呼びかけをしている今だからこそ住民一人ひとりが自分の住む村のすばらしさを知り、実感し誇れるだけの知識を持つことが大切です。

例えば行政広報を利用して名所・旧跡・天然記念物の紹介などをたえず発信し続ける。

商工観光課で販売している絵ハガキを村民の目の届く一階に移すなど日常的に「滝沢」を感じながら生活することで村民こそ「ふるさと大使・観光



▲120年の懐かしい映像・写真展

大使」になれるような取り組みが必要だと思いますが考えはあるか。

A1 ①企画展は村制が施行されたと明治22年以降の新聞や昭和初期からの行政や観光・農業生活・スポーツ等の写真を展示し、更に昭和37年八ミリビデオで撮影したチャグチャグ馬コで行進、議会の様子、成人式などを流しました。これらは今後お気軽トークや地区懇談会等各地

区に出向く際に巡回展示の形で活用します。

②ふるさと会は現在200名ほど集まっています。情報収集については八月末で一旦締め切りしましたが、随時受け付けております。加入希望者の中から準備委員によって設立準備委員会を組織し、22年2月の設立をめざしています。

村を知るための村民にむけての情報発信については今後検討をします。

学童保育クラブ舎の建設は

Q2 篠木小・滝沢小学区での整備計画の進み具合は。前年度の反省などはしっかり反映されているか。

A2 父母会・PTA等関係者と協議をしながら現在建設場所について検討中ですが、今年度内には整備を完了します。



Q 認定基準再見直しなせ A 非該当及び軽度者増加



佐々木 剛 議員
(新志会)



▲介護認定相談を受ける高齢者支援課窓口

Q1 今年4月より要介護認定システムが変更され、これにより当初懸念されたとおり、利用者の身体の状態が反映されず、更新前より軽度に認定される例が各地の事例から明らかになった。そこで、以下についてお尋ねします。

①軽度に認定されると介護サービスが制限されるが、本村の認定の結果はどうか。

②介護度が従来と異なった場合でも

本人が希望すれば引き続き今までと同じサービスが受けられる経過措置を何人が希望されたか。

③4月に改定されたばかりの認定基準が、10月1日より再見直しされるが、その理由はなにか。

A1 ①4月から7月末までに274人の更新の申請がありました。その結果、1次判定で軽度に判定された方は128人でした。また、介護保険が使えない非該当と判断された方は8人でした。

②240人が希望されましたが、その中で実際に経過措置が適応された方は72人でした。

③4月以降の要介護認定の実施状況を検証の結果、いくつかの項目において認定結果にバラツキが拡大されました。

また、非該当及び軽度の方の割合が増加したことから、これでは対象者の日頃の状態が十分に反映されないと判断したのが主な理由です。

食物アレルギー対策は

Q2 児童・生徒が食物アレルギーを発症すると、場合によっては生命を脅かすとも言われます。学校で発症した場合における緊急時の対処方法や、職員役割分担任はどうなっているか伺います。

A2 現在食物アレルギー症の児童・生徒は小学校91人、中学校65人在籍しております。そこで、緊急の対応を要する「アナフィラキシー」の症状を理解してもらい、教職員の誰が発見者になっても適切な対応が取れるよう職員の役割として対処法を身につけていきます。

また、今後は、児童・生徒が発症した場合に、各学校で対応できるように取り組みます。